

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

April 2024



**EY** 安永

Building a better  
working world



# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - April 2024 -

## 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問 — 免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務 —

### ▶ はじめに

2023年の個人総合所得税（以下、個人所得税）の申告が間もなく始まります。確定申告期間は2024年5月1日から5月31日までです。

外国籍従業員については、台湾人と異なる箇所も多く留意すべき点があります。

今月のJBS NEWSLETTERは、先月に引き続き、外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問です。今回は、外国籍従業員の免税・控除額の規定や適用可能な優遇措置、及び申告実務について取り上げています。

個人所得税の申告準備にお役立てください。

なお、外国籍従業員の個人所得税の申告の基本及び外国特定専門人材の租税優遇については、JBS NEWSLETTER 2024年3月号をご参照ください。

### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 外国籍従業員の個人所得税の申告にあたって、扶養親族の申告、夫婦合算申告の必要有無について
- ▶ 既に台湾を離れてしまった外国籍従業員の申告時期
- ▶ 外国籍従業員に適用可能な租税優遇に関して、外国専門人材の優遇と外国特定専門人材の優遇の違い
- ▶ その他の外国籍従業員の納税申告実務について

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

# 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問

2023年度の個人所得税の申告が間もなく始まります。申告期間は、2024年5月1日から5月31日までです。今回は、外国籍従業員の免税・控除額の規定や適用可能な優遇措置、及び申告実務について、よくある質問を紹介します。

## 1 外国籍従業員は、扶養親族を申告し控除を適用できますか？

外国籍従業員の課税身分は、その外国籍従業員が1暦年において合計183日間以上台湾に滞在したかどうかによって決まります。課税身分が居住者である場合、台湾人と同様、扶養親族を申告することができる他、税法に基づく一般控除（標準控除又は列挙控除）及び特別控除額などの関連する控除の規定を適用することができ、基本生活費の控除も適用できます。他方、非居住者の場合には適用することができません。

1暦年における台湾滞在日数	課税身分	扶養親族の申告	控除額の適用
183日未満	非居住者	不可	不可
183日以上	居住者	可能	可能

外国籍従業員が扶養親族を申告する場合、その親族関係と扶養の事実を証明できる書類を提出する必要があります。また、直系尊属、子女、兄弟以外のその他親族を申告する場合は、外国籍従業員と台湾で同居している場合に限りです。

## 2 外国籍従業員は、夫婦の所得を合算して申告する必要がありますか？

まず、外国籍従業員と配偶者の課税身分を確認する必要があります。双方の課税身分が異なる場合は、異なる申告方法を選択できます。関連する申告要件は、以下の表をご参照ください。

課税身分	夫婦の合算申告が必要か
本人及び配偶者が居住者の場合	合算申告が必要
本人及び配偶者が非居住者の場合	それぞれ分けて個別申告が必要
本人と配偶者のうち、1人は居住者、もう1人が非居住者の場合	合算申告か個別申告の選択が可能

外国籍従業員が居住者で、その配偶者が台湾に来ておらず同居していない場合でも、合算申告を選択し、より高い免税額や控除額を適用することができます。ただし、配偶者と合算申告する場合、配偶者の海外所得も、所得基本税額条例に基づき、代替ミニマム・タックス制度における基本所得及び基本税額に含めて申告する必要があるか検討する必要がありますので、ご留意ください。代替ミニマム・タックス制度は、JBS NEWSLETTER 2024年3月号をご参照ください。



## 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問(続)

3

年度の途中に台湾を出境し台湾に戻っていない従業員について、税務申告にどのような影響がありますか？

従業員が、年度の途中に台湾を出境しすぐに台湾に戻らない場合には、原則として出境前に申告を行い、納税する必要があります。ただし、実務上は、従業員が出境前に雇用主からの完全な給与情報入手できず所得を正しく申告できない可能性があることを考慮して、一般的に、税務当局は外国籍従業員の法定申告期限を遅くとも翌年の5月31日とすることを認めています。

また、出境年度の免税額、標準控除額及び基本生活費は、その年度に台湾で滞在した日数の1年間の日数に占める割合に応じて控除されます。

4

外国籍従業員にはどのような租税優遇がありますか？

外国専門人材の誘致と雇用を強化するため、台湾の現行法規において、外国籍従業員に対して以下の租税優遇が設けられています。

	外国専門人材の租税優遇	外国特別専門人材の租税優遇
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「外国籍専門人材の招聘及び雇用法」に基づき台湾で専門業務に従事する外国人であること</li> <li>▶ 二重国籍者は対象外</li> <li>▶ 1課税年度の滞在日数は183日以上で、かつ、雇用主が支払う課税対象の給与所得が年間120万台湾ドル以上であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国専門人材は、主管機関が公告した、又は国家発展委員会との協議で認定された専門分野の専門知識を有しており、外国特定専門人材の雇用許可又は就業ゴールドカードを取得していること</li> <li>▶ 業務のために初めて台湾に滞在していること</li> <li>▶ 台湾が認可した特殊分野の専門業務に従事していること</li> <li>▶ 専門業務の招聘日前又は就業ゴールドカードの発行日前の5年以内において、台湾に戸籍がなく、1課税年度内に台湾の滞在日数が183日未満であること</li> </ul>
優遇内容	<p>雇用主が支給する以下の一部の福利厚生について、当該従業員の課税所得に含める必要がない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本人及びその家族の往復旅費(就任及び帰任)</li> <li>▶ 外国籍従業員に供される住居に係る賃料、賃借物件の修繕費</li> <li>▶ 契約に定められる一時帰国休暇の際の旅費(本人分に限り家族分は課税)</li> <li>▶ 就任時及び帰任時の引っ越し費用(実費)</li> <li>▶ 水道光熱費、クリーニング代、電話代</li> <li>▶ 外国籍従業員の子女の奨学金(教育費は課税) 等</li> </ul>	<p>業務のために初めて台湾において183日以上滞在し、かつ給与所得が300万台湾ドルを超えるという条件を満たした課税年度より5年内であれば、以下の租税優遇を享受できる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 給与所得のうち300万台湾ドルを超える額の半額について課税減免</li> <li>▶ 海外所得を代替ミニマム・タックス税制における基本所得額の計算に含める必要はない</li> </ul>
留意事項	<p>雇用主は、その年度の営利事業所得税の決算申告を行うにあたり、『外国専門人材租税優遇の適用範囲』の規定に該当する費用明細表を記入し併せて申告する必要がある</p>	<p>外国籍従業員は年度申告の際に適用の申請が必要である</p>

## 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問(続)

5

外国籍従業員の所得税申告はいつから始まりますか？  
申告期限を延長することはできますか？

外国籍従業員についても、台湾人と同様、課税年度(1月1日から同年12月31日まで)終了後、翌年の5月31日までに確定申告をしなければなりません。現行の所得税法上、申告期限を延長する規定はないため、外国籍従業員が年度の途中で台湾を出境し台湾に戻る予定がない場合は、原則として出境する前に確定申告を行う必要があります(例外規定については、質問3をご参照ください)。

もし、何らかの理由によって期限内に申告を完了することができない場合は、徴税機関の調査が行われる前に、可及的速やかに自ら申告及び税金の追徴納付を行いこれに係る税金の利息を支払うことで、罰則を免れることができます。

6

外国籍従業員の所得税申告はどのように行いますか？オンライン申告はできますか？  
所得や控除額の情報はどのように確認しますか？

居留証、健康保険証、外国人用の自然人証憑カードを保有する外国籍従業員は、5月1日から5月31日までの期間において、オンライン申告を行うことができます。オンライン申告システムは、財政部電子申告・納税サービスのサイト([www.tax.nat.gov.tw](http://www.tax.nat.gov.tw))よりダウンロードして対応します。

自然人証憑カードを保有しているか、又は健康保険証オンラインサービスの登録が完了している外国籍従業員は、5月のオンライン申告期間中、申告システムから所得や控除額の情報を照会・ダウンロードすることができ、情報に間違いがないことを確認した上で申告書をアップロードすることができます。

電子証憑を保有していない、又は健康保険証の登録をしていない外国籍従業員は、【外国人統一番号+パスポート番号/居留証番号/許可証番号】のみで申告情報をシステムにアップロードすることができますが、所得や控除額の情報の確認が必要な場合は、国税局の窓口で照会する必要があります。



## 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問(続)

7

外国籍従業員が確定申告を行う際の納税方法はありますか？

外国籍従業員が確定申告を行う場合の納税方法は以下の4つです。

納税方法	説明
現金又は小切手による納付	電子申告ソフト又は財政部税務ポータル(www.etax.nat.gov.tw)からバーコード付きの納付書を印刷し、国税の収納事務を取り扱う金融機関(郵便局では取扱がない)で納付することができます。税額が新台幣30,000元未満の場合は、納付期間内にセブン-イレブン、ファミリーマート、萊爾富(Hi-Life)、来来(OK・MART)などの各種コンビニエンスストアで納付することができます。
ICキャッシュカードによる納税	電子申告ソフトウェア又はオンライン納税Webサイト(paytax.nat.gov.tw)から、その操作指示に従ってすぐに決済して納付することができます。
クレジットカードによる納税	外国籍従業員又はその配偶者(台湾人配偶者も可能)が保有する、クレジットカード納税対応の国内金融機関が発行したクレジットカードを利用して、オンライン申告時にクレジットカード情報を入力することで納税することができます。
普通預金口座による納税	外国人自然人証憑カード、電子証憑、又は「健康保険証とパスワード」をパスコードとして、外国人総合所得税電子申告・納付システムを通じて、本人の金融機関又は郵便局の普通預金口座から、すぐに振込にて納付することができます。

### 海外送金による納税

既に台湾を出境した外国籍従業員の納税を容易にできるよう、台北国税局は近年、外国籍従業員の海外送金による個人所得税の納税を認めています。

この方法を採用する場合、国税局外国人課から「外僑納税義務人跨國匯款繳納綜合所得稅申請書(「外国人納税義務者の海外送金に係る総合所得税申告書」)」を入手する必要があります。上記書類の記入完了後、申請書を郵送又はFAXで提出し、「外僑納税義務人跨國匯款繳納綜合所得稅匯款說明(「外国人納税義務者の海外送金に係る総合所得税の送金要領」)」に従い、海外から台北国税局の台湾銀行専門口座に送金を行います。

海外送金にあたっては、外国籍従業員の納税額不足による再送金を避けるため、また、為替レートの変動も考慮し、さらに海外の現地銀行と台湾銀行の送金手数料を加算して手数料を差引後の税務局が実際に受け取る金額が、外国籍従業員の納付すべき税額に対して十分であることを確認する必要があります。

なお、台北市以外に居住する外国籍従業員については、申告を受け付けている国税局が台北市ではないため、海外送金専用口座を利用する場合は、まず申告地の税局担当及び台北国税局と相談・調整した上で、送金する必要があります。



## 外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問(続)

8

外国籍従業員は確定申告後に還付があった場合、どのように対応すべきですか？

外国籍従業員の所得税を計算した結果、還付となる場合、申告書に本人、配偶者、又は申告した扶養親族の台湾ドルの預金口座を記入することができ、国税局の審査後、振込による税金還付の手続きを行うことができます。指定した口座が閉鎖又はその他の理由により税金還付の振込手続きができない場合、国税局は代わりに納税義務者に税金還付に係る小切手を発行します。

外国籍従業員が税金還付に係る小切手を直接受け取ることができない場合、又は外国籍従業員が既に台湾を出境して税金還付に係る小切手を現金化できない場合、「委任状」に記入することで、代わりに小切手を受け取る代理人を指定すること、又は国税局に線引きの小切手を発行してもらい金融機関を通じて現金化することもできます。

9

最近、外国籍従業員が海外の金融機関からTax IDについてよく質問されますが、Tax IDはどのように取得できますか？

外国籍従業員のTax IDは、内政部移民署が発行する居留証に記載されている個人統一番号(統一証号)です。居留証を有していないが所得税を申告する必要がある外国人については、内政部移民署「中华民国統一証号基資表」の発行を申請することができます。

また、配偶者や扶養親族が個人統一番号を保有していない場合、申告書の記入時に代わりに税籍番号(西暦の生年月日+パスポートの英語名の最初の2文字)を使用することができます。

### 外国籍従業員に対する申告や免税・控除及び租税優遇を適用する場合の留意事項

- ▶ 前述の通り、外国人についても、税務身分として居住者の条件を満たす場合、扶養親族を申告し控除額の規定を適用することができます。ただし、免税や控除を受けるための条件や資格に係る審査は台湾人と異なり、申告時に関連する書類の提示も必要となります。  
この点、外国人の申告にあたり特に留意する必要があり、提出書類については余裕をもって準備しておくことが望まれます。
- ▶ 外国籍従業員に対して租税優遇を活用することで、従業員の台湾における就労意欲を高めることができると言えますが、人材採用や税負担低減の目的を達成にあたっては、適用条件に注意する必要があります。
- ▶ 近年、台湾の個人所得税の制度に大きな改正はありませんが、毎年、一部のアップデートや調整が行われています。外国籍従業員の場合、台湾滞在日数、海外雇用主からの給与支給の有無、租税優遇の有無などの理由で、その課税所得の計算や提出が必要となる書類が台湾人より複雑です。関連する規定を十分に理解していない場合、所得が過少申告となったり、税額の計算を誤る可能性があり、国税局の審査結果次第では追加納税が必要となったり、過少申告・申告漏れに伴う罰則が発生する可能性があります。  
関連する問題について、さらに詳しく知りたい場合は、お気軽に弊所専門チームにお問い合わせください。

# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。



# EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

## 「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



## EY Taiwan JBSセミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

劉惠雯 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師  
02 2757 8888 88681  
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
ben.wu@tw.ey.com

### JBS

清本 雅哉 副總經理  
02 2757 8888 88830  
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 副總經理  
02 2757 8888 88867  
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理  
02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)をご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

02580-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

